

平成18年における 警備業の概況

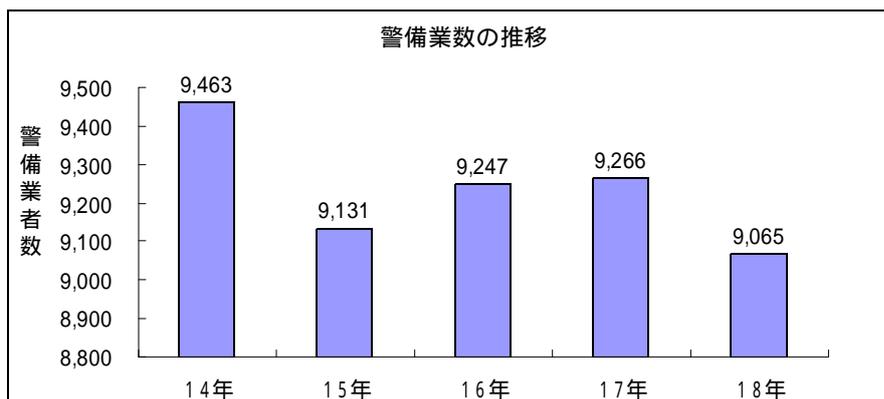
警察庁生活安全局生活安全企画課

1 警備業者の状況

(1) 警備業者数

警備業者（４条）数は、平成１８年１２月末現在、９，０６５業者である。

前年より２０１業者（２．２％）減少しているが、警備業法施行当時（昭和４７年１１月 ７７５業者）と比べると、１１．７倍となっている。

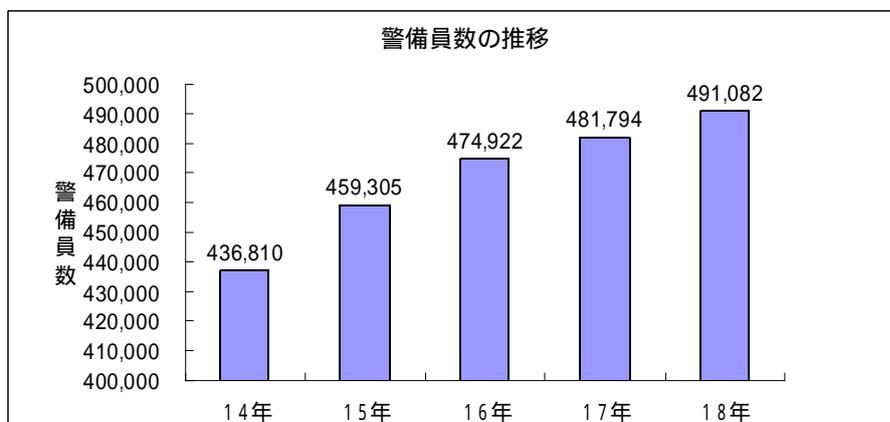


(2) 警備員

ア 警備員数及びその雇用別の年別推移

警備員数は、平成１８年１２月末現在で、４９万１，０８２人で、前年より、９，２８８人（１．９％）増加しており、警備業法施行当時（４万１，１４６人）と比べると１１．９倍となっている。

警備員の雇用別状況では、常用警備員は３９万１，８３４人で、前年より１万１，６９１人（３．１％）増加し、臨時警備員は９万９，２４８人で、前年より２，４０３人（２．４％）減少している。警備員総数に占める臨時警備員の割合は、２０．２％であり、年々減少傾向にある。



警備員の雇用別の年別推移（各年末）

区分 年次	14年	15年	16年	17年	18年
総数 (指数)	436,810 (100)	459,305 (105)	474,922 (109)	481,794 (110)	491,082 (112)
常用警備員 (指数)	338,780 (100)	358,607 (106)	372,773 (110)	380,143 (112)	391,834 (116)
臨時警備員 (指数)	98,030 (100)	100,698 (103)	102,149 (104)	101,651 (104)	99,248 (101)
臨時 —— 総数 (%)	22.4	21.9	21.5	21.1	20.2

イ 警備員の男女別・雇用別状況

警備員の男女別は、女子の警備員は2万8,144人で、全警備員数の5.7%を占めている。

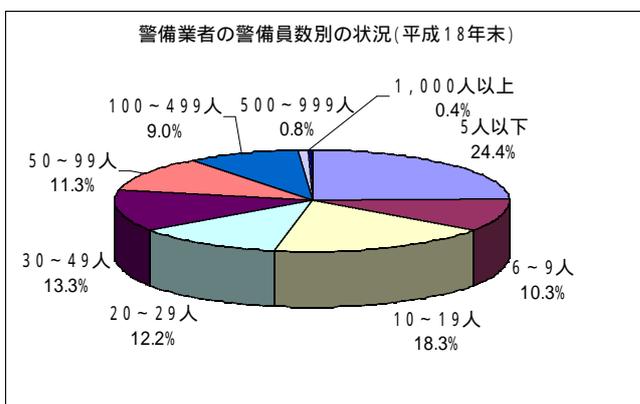
また、女子の警備員の27.9%は臨時警備員である。

警備員の男女別・雇用別状況（平成18年末）

	警備員総数	常用警備員	臨時警備員	臨時警備員の割合
警備員総数	491,082	391,834	99,248	20.2
男子警備員	462,938	371,550	91,388	19.7
女子警備員	28,144	20,284	7,860	27.9
女子警備員の割合	5.7%	5.2%	7.9%	——

ウ 警備業者の警備員数別状況

警備業者の警備員数別状況は、警備員数100人未満の警備業者が8,138業者で、全体の89.8%を占めている。

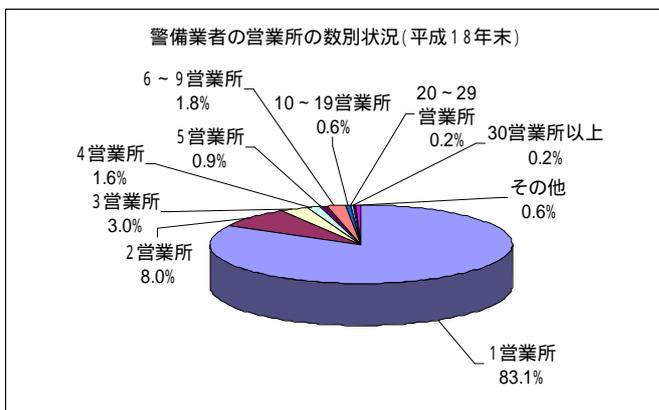


警備員数	警備業者数	構成比
5人以下	2,208	24.4%
6～9人	935	10.3%
10～19人	1,658	18.3%
20～29人	1,108	12.2%
30～49人	1,202	13.3%
50～99人	1,027	11.3%
100～499人	820	9.0%
500～999人	74	0.8%
1,000人以上	33	0.4%

(3) 警備業者の営業所の数別状況

平成18年12月末における全国の警備業者(9,065業者)が全国の都道府県に設けている営業所の総数は14,300である。

そのうち、警備業者の営業所数別状況は、主たる営業所のみ設けている警備業者が7,529業者で、全体の83.1%、営業所の数が5以下の警備業者が、8,750業者で全体の96.5%を占めている。



営業所数	警備業者数	構成比
1営業所	7,529	83.1%
2営業所	722	8.0%
3営業所	274	3.0%
4営業所	143	1.6%
5営業所	82	0.9%
6~9営業所	167	1.8%
10~19営業所	58	0.6%
20~29営業所	17	0.2%
30営業所以上	19	0.2%
その他	54	0.6%

注：営業所数の「その他」とは、廃業又は所在不明の業者である。

(4) 警備業者の他の都道府県における業務実施状況

平成18年12月末現在の警備業者が認定を受けた都道府県以外の都道府県において警備業務を実施している状況をみると、法第9条前段の規定による届出をして他の都道府県に営業所を設けている警備業者(9条前段業者)は延べ2,472業者で、前年に比べ20業者増加し、法第9条後段の規定による届出をして他の都道府県において警備業務を実施している警備業者(9条後段業者)は、延べ3,175業者で、前年に比べ286業者減少している。

警備業者の他の都道府県における業務実施状況(平成18年末)

種別	業者数	前年比
4条業者	9,065	-201
9条前段業者	2,472	+20
9条後段業者	3,175	-286

注：4条業者とは、認定を取得した都道府県の区域内に主たる営業所を設けている警備業者をいう。

(5) 警備業務種別ごとの警備業の状況

警備業務の種別ごとの警備業者は、下表のとおりである。

警備業務の種別ごとの警備業者数（平成18年末）

警備業者数等 警備業務の種別		警 備 業 者 数	構 成 比
総 数		9,065	—
1 号	施 設	5,250	57.9%
	巡 回	1,023	11.3%
	空 港 保 安	51	0.6%
	機 械	806	8.9%
	住宅を対象	578	6.4%
	住宅以外を対象	684	7.5%
	総 計	5,659	62.4%
2 号	交 通 誘 導	5,391	59.5%
	雑 踏	2,177	24.0%
	総 計	5,673	62.6%
3 号	貴重品運搬	495	5.5%
	現金輸送	453	5.0%
	現金輸送以外の貴重品運搬	225	2.5%
	核燃料物質等運搬	12	0.1%
	そ の 他	15	0.2%
	総 計	535	5.9%
4 号	緊急通報サービス	146	1.6%
	緊急通報サービス以外	263	2.9%
	総 計	386	4.3%

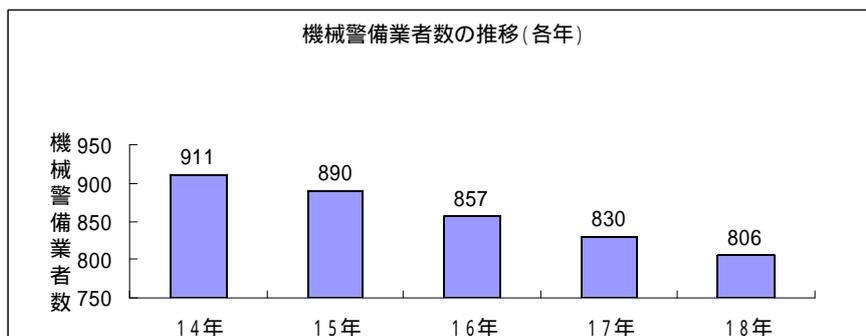
- 注1：警備業者が2以上の警備業務を実施している場合は、その警備業務ごとにそれぞれ1として計上している（「総数」及び各号の「総計」については複数計上していない。）。
- 2：表中の「巡回」警備業務とは、複数の警備業務対象施設を車両等で巡回するなど、警備業務対象施設に常駐せずに盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。
- 3：表中の「現金輸送」警備業務とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。
- 4：表中の3号警備業務の「その他」とは、一般の危険物などの運搬警備業務をいう。
- 5：表中の「緊急通報サービス」とは、隔地の人の身边に備えた機器を通じて、その身体に対する危害の発生を警戒し、防止する業務をいう。
- 6：「構成比」は、各種別の警備業務を行う警備業者の数の警備業者の総数に対する百分比である。
- 7：警備業者の認定を受けた都道府県における営業所だけでなく、他の都道府県を含む全国の営業所に係る警備業務の種別を計上している。

(6) 機械警備業の状況

ア 概要

機械警備業者数は平成18年12月末現在806業者で、前年より24業者(2.9%)減少している。

機械警備業務の対象施設数は、187万5,775箇所、前年より10万5,447箇所(6.0%)増加している。



機械警備業者の基地局・対象施設等の数(各年末)

区分 \ 年次	14年	15年	16年	17年	18年
基地局数 (指数)	1,121 (100)	1,116 (100)	1,139 (102)	1,119 (100)	1,070 (95)
待機所数 (指数)	8,592 (100)	8,803 (102)	9,265 (108)	9,628 (112)	9,924 (116)
専従警備員数 (指数)	32,919 (100)	32,151 (98)	32,952 (100)	35,219 (107)	32,448 (99)
うち基地局勤務員数 (指数)	4,967 (100)	4,469 (90)	4,650 (94)	5,088 (102)	5,125 (103)
専用巡回車数 (指数)	13,450 (100)	13,158 (98)	13,643 (101)	14,580 (108)	15,260 (113)
対象施設数 (指数)	1,164,542 (100)	1,386,730 (119)	1,427,375 (123)	1,770,328 (152)	1,875,775 (161)

イ 機械警備業者の規模別状況

機械警備業 1 業者当たりの基地局、機械警備業務対象施設等の数

区 分	総 数	1 業 者 当 たり
機 械 警 備 業 者 数	8 0 6	—
基 地 局 数	1 , 0 7 0	1 . 3
待 機 所 数	9 , 9 2 4	1 2 . 3
専 従 警 備 員 数	3 2 , 4 4 8	4 0 . 3
うち 基地局勤務員数	5 , 1 2 5	6 . 4
専 用 巡 回 車 数	1 5 , 2 6 0	1 8 . 9
機 械 警 備 業 務 対 象 施 設 数	1 , 8 7 5 , 7 7 5	2 3 2 7 . 3

ウ 機械警備業者の即応体制の整備状況

過去 5 年間における機械警備業者の即応体制の整備状況の推移は、下表のとおりである。

平成 1 8 年 1 2 月末の即応体制の整備状況をみると、1 業者当たりの対象施設数は 2 , 3 2 7 施設で、前年より 1 9 4 施設 (9 . 1 %) 増加、1 待機所当たりの対象施設数は 1 8 9 施設で、前年より 5 施設 (2 . 7 %) 増加、専従警備員 1 人当たりの対象施設数は 5 8 施設で、前年より 8 施設 (1 6 . 0 %) 増加、専用巡回車 1 台当たりの対象施設数は 1 2 3 施設で、前年より 2 施設 (1 . 7 %) 増加と、いずれの区分においてもその負担は前年より増加した。

機械警備業者の即応体制の整備状況の年別推移 (各年末)

区 分 \ 年 次	1 4 年	1 5 年	1 6 年	1 7 年	1 8 年
1 業 者 当 たり の 対 象 施 設 数	1,278 (100)	1,558 (122)	1,666 (130)	2,133 (167)	2,327 (182)
1 待 機 所 当 たり の 対 象 施 設 数	136 (100)	158 (116)	154 (113)	184 (135)	189 (139)
専 従 警 備 員 1 人 当 たり の 対 象 施 設 数	35 (100)	43 (123)	43 (123)	50 (143)	58 (166)
専 用 巡 回 車 1 台 当 たり の 対 象 施 設 数	87 (100)	105 (121)	105 (121)	121 (139)	123 (141)

2 検定の実施状況

警備員等の検定制度は、平成16年改正警備業法施行により、都道府県公安委員会が学科試験等を行う方法と登録講習機関の行う講習会の課程を修了した者に対して学科試験及び実技試験を免除して行う方法とにより行われている。

改正後の検定合格証明書の交付状況は、1級検定が延べ7,478人、2級検定が延べ5万5,470人であり、1級検定取得者の全警備員に占める割合は、1.5%、2級検定取得者の全警備員に占める割合は、11.3%である。

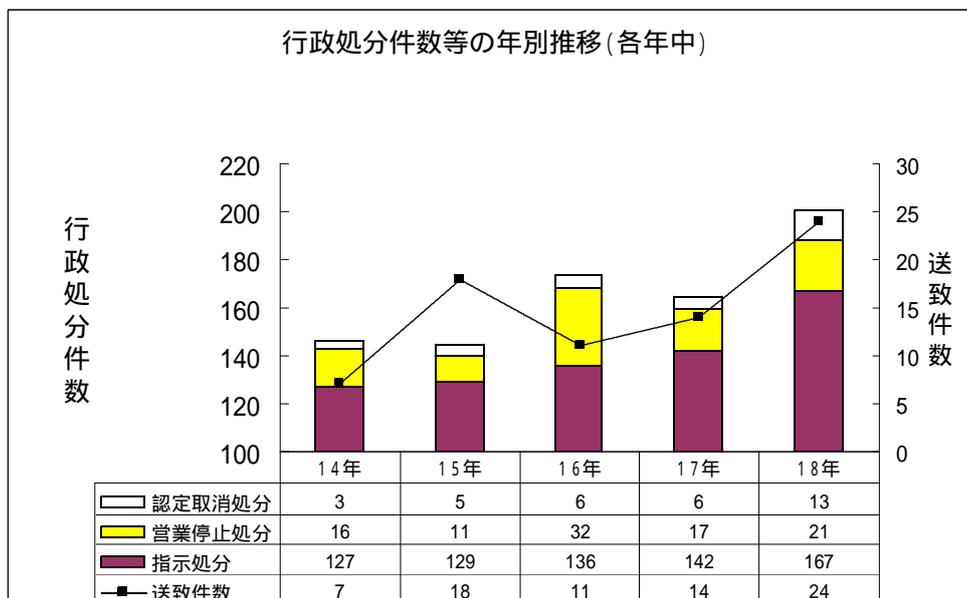
検定合格証明書の交付状況（平成18年末）

	空港	施設	雑踏	交通	核燃料物質等	貴重品	計
1級検定取得者（累計）	1,347	1,365	-	2,850	24	1,892	7,478
平成18年中	1,347	1,365	-	2,850	24	1,892	7,478
2級検定取得者（累計）	1,902	14,535	1,605	25,314	189	11,925	55,470
平成18年中	1,902	14,535	1,605	25,314	189	11,925	55,470

注：平成16年改正警備業法施行で新しく規定された検定合格証明書の交付は、平成18年から実施しているため、平成18年の年間交付件数と累計数は同数となる。

3 警備業法等違反の状況

最近5年間における警備業者に対する警備業法等違反による行政処分件数及び送致件数の推移は、下表のとおりである。



平成18年中の違反態様別の行政処分の実施状況をみると、「営業所備付け書類不整備」が95件(47.3%)と最も多く、次いで「教育義務懈怠」が40件(19.9%)となっている。

また、同じく違反状態別の送致の状況では、「労働者派遣法違反」が7件(29.2%)と最も多く、次いで「営業所備付け書類不整備」、「警備員指導教育責任者不選任」がそれぞれ4件(16.7%)となっている。

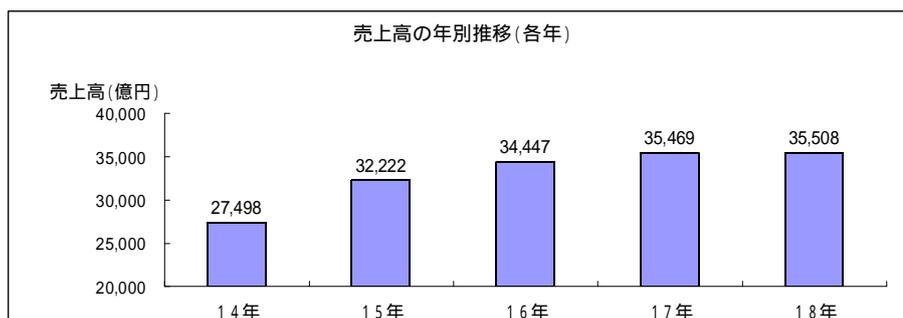
(参考資料)

警備業者の売上高状況(社団法人全国警備業協会の調査による)

1 売上高の総額

売上高の総額は、3兆5,507億6,496万円で、前年(3兆5,468億7,585万円)より、38億8,911万円(0.1%)増加した。

また、1業者当たりの売上高は3億9,170万円で、前年(3億8,278万円)より、892万円(2.3%)増加した。



区分年次	14年	15年	16年	17年	18年
1業者当たりの売上高(指数)	2億9,058万円(100)	3億5,289万円(121)	3億7,252万円(128)	3億8,278万円(132)	3億9,170万円(135)

2 警備業者の売上高別状況

警備業者の売上高別状況は、売上高が1,000万円未満の警備業者は2,786業者で全体の31.8%、売上高が5,000万円未満の警備業者は4,719業者で全体の53.9%を占めており、警備業者の過半数が売上高5,000万円未満の業者である。

警備業者の売上高別状況

売上高別	年次	H18			H17
		警備業者数	構成比	前年比	業者数
1,000万円未満		2,786	(31.8%)	-252	3,038
1,000~3,000万円未満		1,132	(12.9%)	+20	1,112
3,000~5,000万円未満		801	(9.2%)	+16	785
5,000~1億円未満		1,263	(14.4%)	+70	1,193
1億~20億円未満		2,516	(28.8%)	+78	2,438
20億~50億円未満		165	(1.9%)	+3	162
50億~100億円未満		53	(0.6%)	-13	66
100億円以上		32	(0.4%)	-11	43

注：平成17年は、8,837業者、平成18年は、8,748業者を対象に調査を行ったものである。